

あなたの命を守る 「マイナ救急」



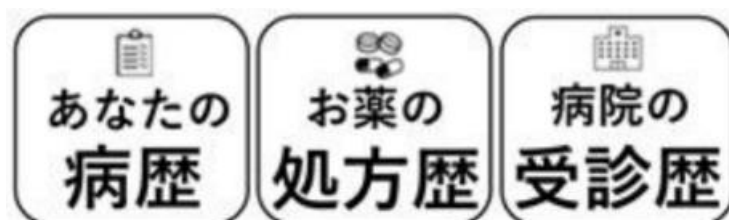
令和7年10月1日スタート！

当消防本部では、令和7年10月1日に開始されるマイナ保険証を活用した救急業務の円滑化を図るための実証事業「マイナ救急」に参加します。

●マイナ救急とは

救急隊員が傷病者のマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を活用し、傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みのことです。

●マイナンバーカードで、このような情報が救急隊に伝わります。



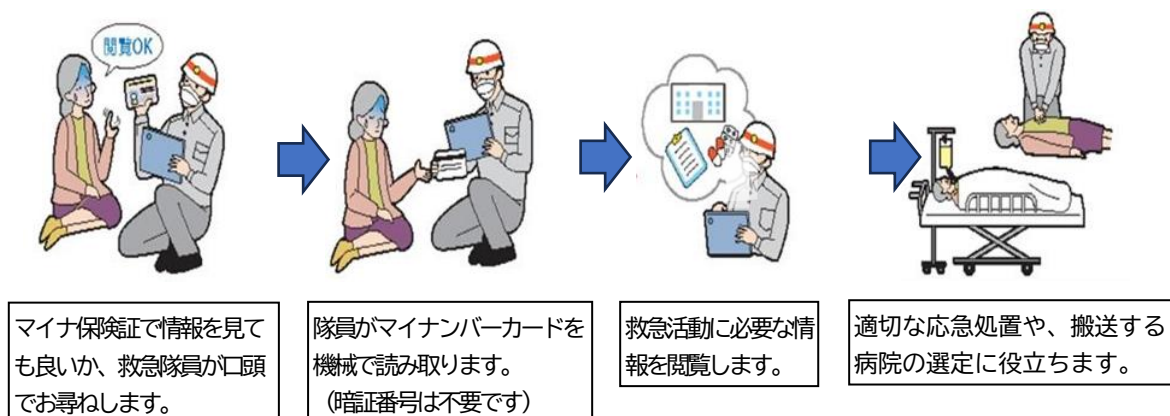
マイナ保険証から、病歴、お薬の処方歴、病院の受診歴がわかります。

病気や怪我で苦しむ傷病者ご本人や動揺しているご家族が、救急隊員にこれらの情報を正確にお伝えいただくことが困難な場合もあります。

そのようなときに救急隊員がマイナ保険証を活用し、医療情報を閲覧することで、傷病者やご家族の説明負担が軽減されます。

また、より適切な応急救治や治療が速やかに受けられます。

●マイナ保険証を活用した救急活動の流れ



●マイナ救急に必要なこと



マイナ救急を活用するためには、マイナンバーカードを所有し、かつ健康保険証の利用登録が完了している必要があります。



●マイナ救急に関するお問い合わせ先

甘木・朝倉消防本部 警防課
Tel: 0946-23-2753

[マイナ救急に関する情報はこちらからもご覧いただけます。\(外部ページ\)](#)